

議長（高木将君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1 番木村郁郎君の発言を許します。

〔1 番 木村郁郎君登壇〕

1 番（木村郁郎君） おはようございます。1 番木村郁郎でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、今後ますます深刻な社会問題となり得る多重債務問題への常陸太田市の対応策について伺いたします。

ご案内のとおり、平成18年12月に貸金業法の改正がなされました。今や多重債務問題は、特定の個人の消費者意識の問題として片づけられることなく、だれにでも起こり得る可能性のあることとしてとらえられております。そして、金利の二重構造や生命保険をも担保にした貸出業務がまかり通っている現在の社会情勢に問題があるのではないかと指摘を受け、貸金業法の改正に至ったものであります。

法律の主な改正内容としては、利息制限法の上限金利である年15%から20%と、出資法の上限金利である29.2%の間のいわゆるグレーゾーン金利を撤廃し、実質的に上限金利を引き下げたことです。同時に、貸金業界の適正化、過剰融資防止のため、年収の3分の1を超える貸し出しを禁止する総量規制の具体化が、改正点として盛り込まれております。このような貸金業法の改正により、改正が完全施行される平成21年ごろからは、新たな多重債務者の発生は抑制されることが期待されております。

しかし、法律が改正され、二重構造金利が解消されても、これで多重債務問題がすべて解決するわけではありません。今までの負の消費サイクル、つまりお金を借りて、そのお金を返済しながら生活を何とか維持していくことになってしまった多重債務者が、今後は融資を受けることができなくなり、やみ金融に手を出してしまうということが懸念されております。今回、多重債務問題を取り上げるに当たって、県消費者センターの担当者の方に相談内容について伺ったところ、県内各市町村の方からの多重債務問題の相談の傾向として、高額な金利・利息、債務整理とあわせて、最近ではやみ金融についての相談も増加傾向にあるということのお話からも、この事態が間近に迫っていることが伺えることと思えます。

現在、我が国の消費者金融の利用者は1,400万人以上、そのうち、少なく見積もっても200万人は多重債務者がいると言われております。そのため、この多重債務者の対策が必要となっております。このような状況の中で、国は、多重債務者対策本部において、ことしの4月20日、多重債務問題改善プログラムを決定しました。概要といたしましては、相談窓口の整備強化、セーフティーネット貸し付けの提供、金融経済教育の強化、やみ金の撲滅に向けた取り締まりの強化、以上の4施策を、改正貸金業法が完成されるまでに実施することとしています。そして、プログラムの中では、地方自治体、特に市町村は、住民との距離が近く、接触機会も多いために、多重債務者の掘り起こしや問題解決に大き

な力を発揮することが期待されております。今後は、この改善プログラムを具体的に実行に移すことができるかが大切になると思います。

特に私は、プログラムの第1に掲げられた、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備強化、その上で、相談業務の際、多重債務に陥った事情を十分につかみ、相談者の生活を再建させることまでも視野に入れた取り組みが、今後ますます必要になると考えます。

そこで、1点目として、相談窓口における多重債務者の相談状況についてお伺いいたします。市では、消費生活センターを設置し、多重債務についての相談が行われておりますが、多重債務相談体制について、そして相談業務を行っている中で、市内の多重債務者の実態をどのようにとらえているのか。また、市役所内関係部署、これは、税務課、保険年金課、福祉事務所社会福祉課になるかと思いますが、市役所内関係部署の連携についてもお伺いいたします。

2点目といたしましては、多重債務者の債務整理に向けての対応指導についてお伺いいたします。消費生活センターでは、債務整理のための手段として、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産の4つを相談者に説明して、解決を図っておられることと思います。最終的に債務整理に至るためには、法律の専門家である弁護士、司法書士との連携がしっかりととられることが不可欠であると思います。相談者が債務整理の手続のために専門家に引き継がれた後に、無事適切な方向づけがなされたかどうかの結果を把握する仕組みの必要性について、連携の現状と、結果を把握する仕組みの必要性についてのご所見をお伺いいたします。

3点目といたしましては、多重債務者の生活再建についてお伺いいたします。債務者の中には、グレーゾーン金利という二重金利により利息過払いとなっている方が多く存在することは、報道のとおりでございます。そして、その過払い分を精算して生活再建に充当することは、債務者にとって有益なことです。8月31日の茨城新聞には、茨城租税債権管理機構が、滞納税に充当することを目的として、過払い金回収のために消費者金融会社を提訴するとの記事があり、兵庫県芦屋市も同様なケースでの提訴を検討しているようですが、私は、むしろ今、常陸太田市行政が担うべき重要な役割は、税金や保険料の滞納者の中にも多重債務で悩んでいる方がいることを理解し、親身になって相談に乗り、債務整理につなげて、早急に生活再建への道を示してあげることだと思います。そして、その後滞納金の解消を図るべきであると考えます。そのためには、多重債務問題に対する全庁挙げての取り組みが必要になると考えますが、ご所見と今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、災害時要援護者名簿の作成についてお伺いいたします。

3月25日の石川県能登半島沖地震、7月16日の新潟県中越沖地震、関東地方では、8月18日に千葉県東部を震源とするマグニチュード4.8の地震の発生により、要援護者名簿を早急に作成することが全国市町村に要請されております。要援護者名簿は、高齢者

や障害者，外国人，乳幼児，妊婦などの災害弱者を把握し，逃げおくれを防いだり，避難所生活の支援に活用されます。平成16年7月に新潟県や福井県を襲った集中豪雨の際に注目され，国が平成17年4月にガイドラインをまとめて，市町村に作成を求めた経緯がございます。

県福祉指導課によりますと，4月現在，県内で名簿を作成しているのは44市町村のうち23市町村，作成中は10市町で，未作成は11市町でありました。既に今定例会初日の市長のごあいさつの中で，要支援者名簿作成に向けての道筋はお示しいたしました。ありがとうございます。

その上で伺いたします。日本は，いつどこで地震が起きてもおかしくないと言われているほどの地震列島であります。つくば市にある防災科学技術研究所の岡田理事長の予測では，マグニチュード6.8程度の茨城県沖地震は，30年以内に90%の確率で発生すると言われている現在，常陸太田市が災害時要援護者名簿を作成するに当たり，情報を共有する体制の整備についての考え方，名簿作成に当たって十分な配慮が必要になるであろう個人情報保護法との関係，さらに，住民の方々と直接触れ合う民生委員の方が独自に進めている「災害時ひとりも見逃さない運動」との連携について，ご答弁をいただきたく存じます。

以上，大きく2点について，1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 多重債務者対策について3点のご質問がありましたので，お答えいたします。

1点目の，相談窓口における多重債務問題の相談状況であります。常陸太田市消費生活センターにおいては，消費生活コンサルタントの資格を持つ相談員が月・水・金，火・木は職員の，平日午前9時から午後5時まで相談窓口を開設して業務を行っております。相談件数につきましては，平成18年度は462件で，そのうち架空請求が182件，次に金融多重債務が79件と，2番目に多い相談件数となっております。なお，平成19年8月末現在の多重債務については，24件の相談を受けております。相談内容につきましては，複数の金融機関から多額の借金をして，返済が困難であるとの相談，消費者金融会社への利息の過払い金の返還など，金利の見直しに関する相談，やみ金融，保険金詐欺などに関する相談となっております。

2点目の，多重債務者の債務整理に向けての対応指導についてであります。現在，相談窓口における対応といたしましては，多重債務者が債務整理できることを目的とし，多重債務問題の解決に取り組んでおります。具体的には，相談者から聞き取りにより，多重債務に陥った今までの経過や現在の債務の状況を把握し，よりよい解決法を選択し，任意整理，特定調停，個人版民事再生，自己破産等を検討・助言し，必要に応じて専門機関，日本司法支援センター，茨城県弁護士会，司法書士会，無料法律相談センターなどを紹介

し、解決を図っているところであります。また、解決困難な事案の場合においては、県消費生活センターへ連絡をとり、処理を行っております。

なお、他部課において借金問題解決の糸口が見つからずに悩みを抱えている市民の情報があった場合には、連携した対応を行っていきたいと考えております。啓発活動については、多重債務者をつくらないための各集会や出前講座を現在実施していますが、さらに市の「お知らせ版」を活用して、啓発活動を行っていきます。

3点目の、多重債務者の生活再建についてであります。最終的に法的手段をとって債務の整理をし、市民を借金苦から解放することにより、安心した暮らしができるよう取り組んでおります。多重債務に陥り自己破産や債務整理を行った者については、再び多重債務に陥らないような指導も行っております。なお、今後、消費生活センターといたしましては、平成19年7月に金融庁から示された多重債務者相談マニュアルの利用や、多重債務者対策の研修会などに積極的に出席をし、また関係課と連携を密にして、多重債務者問題の解決に向けて頼りになる相談窓口を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 災害時要援護者名簿作成についてお答えいたします。

災害時要援護者名簿作成については、現在、総務部、保健福祉部、市民生活部、建設部による検討会を開き、協議検討をしているところでございます。災害時要援護者名簿を作成する場合の代表的な方法といたしましては、共有方式、手上げ方式、同意方式の3方式がございます。

共有方式は、平常時から、福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を、防災関係部局、警察、消防、町会、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式でございます。

2点目の手上げ方式でございますが、この方式は、要援護者登録制度の創設について、広報、周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した方の情報を収集する方式でございます。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思にゆだねているため、支援を要することを自覚していない方や、障害等を有することを他人に知らせたくない方も多く、十分に情報収集できていない傾向にございます。

3点目の同意方式でございますけれども、同意方式は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式でございます。この方式は、要援護者の一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容をきめ細かく把握できる反面、対象者がかなりの人数となるため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である側面を持っております。

市としましては、現在のところ、先に申し上げました関係部による検討会において、常

陸太田市個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用、第三者提供が可能とされている規定を活用して、要保護者本人から同意を得ずに関係者が情報を共有する共有方式と、内容によって手上げ方式とする2つの方式の併用により、要援護者名簿を作成する方向で検討しているところでございます。

次に、活用についてでございますけれども、作成しました要援護者名簿は、町会長や民生委員など関係者に提供したいと考えてございます。具体的な活用方法や支援体制につきましては、地域によって実情の違いがあると思いますので、町会ごとに地域の実情に合った活用方法や体制が図られるよう、町会長などと今後協議をしてみたいと考えております。その際、民生委員が各世帯を訪問し、集めましたきめ細かな情報につきましても、要援護者名簿とあわせて、可能な限り活用が図られるよう取り組んでみたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 1番木村郁郎君。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） 各項目にわたりご答弁ありがとうございました。

多重債務対策の1点目、市役所内の連携については、現状、理解いたしました。市役所内関係部署の連携を整備強化して、多重債務対策に取り組むことは、税金、各種使用料の徴収体制の整備とあわせて、徴収率を高水準で維持するためにも寄与することでありますので、プログラムに基づいた取り組みを引き続きお願いしたいと思います。

多重債務対策の2点目、債務整理に向けての対応指導では、弁護士、司法書士との連携、特に債務整理手続の方向性、結果の把握までできる体制の整備を進めていただきたいと思います。この手続の方向性、結果を把握しておくことは、後に3点目として質問した、債務者の生活再建、そして、税金、使用料を滞納していた場合の滞納金の解消にもつながることでありますので、強く要望いたします。

大きな2点目、災害時要援護者名簿の作成については、民生委員の方々との連携を密にして、個人情報保護法にも十分留意した名簿作成を進めていただきたいと思います。

その上で1点、要援護者マップの作成・活用についてお伺いいたします。私は、いざ災害、緊急時に迅速な支援活動を行うためには、作成した名簿情報を地図上に落とし込んでおくことが必要と考えます。要援護者マップのイメージとしては、住宅地図の上に、寝たきりの高齢者は何色、ひとり暮らしの高齢者は何色、要援護の障害者は何色というように、一目でわかるように色分けしたものです。今年度は、重点戦略事業として洪水ハザードマップの作成が進められておりますが、いざというときの迅速な対応に役立つ災害時要援護者マップを作成・活用することについてのご見解をお伺いいたしまして、2回目の質問いたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 災害時要援護者名簿作成についての2回目のご質問にお答え申し上げます。

ただいま議員からご提言をいただきました名簿のマップ作成についてでございますけれども、これにつきましては、本年度策定を進めておりますハザードマップの作成とあわせまして、わかりやすい方法を、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 1番木村郁郎君。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） 要援護者マップの作成についての考え方をお示しいただきまして、ありがとうございます。作成後の情報の更新など、ルールづくりもあわせてお願いしたいと思います。

今回の2つの質問は、市民生活の安心安全がキーワードになっております。現在、推進されていますさまざまな施策において、市民との協働を生かすためにも、市役所内関係部署、全庁挙げての検討・取り組みを期待いたしまして、私の今回の一般質問を終わりいたします。ありがとうございました。